

【電子調達システム対応案件】

***原則、電子入札・電子契約とします。**

令和7年7月16日

各 位

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長 高橋 行紀

一般競争入札公告

下記業務について、一般競争入札を行いますので、希望の向きは下記事項を了知のうえ、参加されますよう公告いたします。

記

1. 競争に付する事項

令和7年度建築物定期点検業務委託

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項及び義務

厚生労働省における「令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格」で業種「建築関係建設コンサルタント業務」に係る入札参加資格等級が「B」または「C」ランクであり、かつ競争参加地域が「関東甲信越地域」であるものとする。

次の事項に該当する者は競争に参加することができない場合がある。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条又は予決令第71条に該当する者
- (2) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
- (3) 警察当局から排除要請のある者
- (4) 労働関係法令に係る重大な違反が認められ、支出負担行為担当官が、本件委託契約を締結することが不相当であると判断した者
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の加入義務があるにもかかわらず、加入をしていない者
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の保険料の滞納がある者
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中である者
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された者

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所

長野市中御所一丁目22-1 長野労働局 総務部総務課 会計第三係

4. 入札書の受領期限、開札日時及び場所

- (1) 日 時 **令和7年8月21日（木） 14時**
- (2) 場 所 長野市中御所一丁目22-1 長野労働局4階相談室

5. 入札方式

本案件は、電子入札システムにおいて行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

6. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：会計法第29条の4第1項但し書及び予決令第77条第2号に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金：会計法第29条の9第1項但し書及び予決令第100条の3第3号に基づき契約保証金は免除する。

8. 契約書等作成の要否

契約書の作成を要する。

9. 入札の無効

公告した一般競争参加者の資格のない者の入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする場合がある。

11. 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に定める様式3「入札書」に、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜価格）を記載すること。

※入札金額に係る費用の内訳書については、入札書に添付すること。

12. 入札説明書の交付

入札説明書は、以下のとおり長野労働局ホームページより取得すること。

「調達・売払情報」→「一般競争入札情報」→「令和7年度建築物定期点検業務委託」

13. 入札参加資格者の提出書類

入札説明書を取得し、本件一般競争入札に参加を希望する場合は、入札説明書に定める様式5「入札参加適合条件証明書」、様式6「入札説明書受領書」、様式7「保険料納付に係る申立書」、様式8「自己申告書」及び厚生労働省における令和7・8年度一般競争（指名競争）に係る「資格審査結果通知書」の写しを 令和7年8月20日（水）17時までに提出すること。

14. その他

(1) 現場説明会は実施しない。ただし、入札参加者で現場視察を希望する者は、事前に長野労働局総務部総務課会計第三係（TEL026-223-0550）へ連絡し、日程の調整を受けること。

(2) 図面等資料の閲覧について

図面等の資料について、入札前に閲覧を希望する者は、事前に長野労働局総務部総務課会計第三係へ連絡すること。図面等の閲覧は、上記3に記載の所在地のみにおいて行うことができるものとし、入札前の貸出しは行わない（落札者には貸出しを行う。）。

なお、希望する図面の閲覧が不可能な場合もある。

入 札 説 明 書

令和 7 年度 建築物定期点検業務委託

【電子調達システム対応案件】

入札書は、原則電子調達システム（G E P S）で提出してください。

< G E P S 利用による利点 >

- * 入札書類提出時の訪問や発送、入札会場での立ち合いが不要！
- * 契約書作成にかかる印紙税及び発送費用の削減！
- * 紙媒体による書類紛失等の未然防止！

ご利用の方はサイトURLよりアクセスください ⇒ <https://www.p-portal.go.jp>

長野労働局 総務部 総務課 会計第三係

入 札 説 明 書

入札は、別に示した事項の他、この説明書の定めるところにより行う。

第 1 競争参加資格については以下のとおりとする。

◎厚生労働省における「令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格」で業種「建築関係建設コンサルタント業務」に係る入札参加資格等級が「B」または「C」ランクであり、かつ、競争参加地域が「関東甲信越地域」であるものとする。

◎次の事項に該当する者は競争に参加することができない場合がある。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条または予決令第 71 条に該当する者
- (2) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
- (3) 警察当局から排除要請のあるもの
- (4) 労働関係法令に係る重大な違反が認められ、支出負担行為担当官が、本件委託契約を締結することが不適当であると判断した者
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の加入義務があるにも関わらず、加入をしていない者
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の保険料の滞納がある者
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中である者
- (8) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けている者

第 2 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、業務委託契約書（案）を熟知しておくこと。

なお、入札者は入札後においては、この説明書に掲げた事項及び仕様書、業務委託契約書（案）の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

事前に現場視察を行う場合は、令和 7 年 8 月 15 日（金）まで行うことが出来る。

第 3 業務内容に関する質問は、様式 1 「質問書」により令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 11 時までに提出すること。

「質問書」送付先：〒380-8572

長野市中御所一丁目22-1

長野労働局総務部総務課会計第三係

FAX 026-223-0587

回答については、入札説明書を受領した入札参加予定業者に対して令和7年8月15日（金）17時（予定）までにまとめて行う。

第4 入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札者は、入札書に記載した金額に係る費用内訳書（任意様式）を入札書に添付すること。

第5 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムを導入していない等の事情により、紙による入札参加を希望する場合には、様式2「電子入札案件にかかる紙入札方式での参加について」により令和7年8月20日（水）17時までに申し出ること。

また、電子入札システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出すること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

1 電子入札システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

システムにおいて設定された日時までとする（電子入札システムに到着するように提出すること。なお、電子入札システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと）。

なお、第7に記載した再入札を行う場合には、入札参加事業者に対し、電話により参加希望の有無を確認のうえ、直ちに再入札を開始するので、再入札に参加を希望する場合は必ず端末の前に待機すること。

2 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

令和7年8月21日（木）14時

（郵送の場合は受領期限の前開庁日までに到着するように送付し、かつ受領の確認をすること。）

② 入札書の提出場所

長野労働局 長野市中御所一丁目 2 2 - 1
長野労働局総務部総務課会計第三係

③ 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒380-8572 長野県長野市中御所一丁目 2 2 - 1
長野労働局総務部総務課会計第三係 Tel : 026-223-0550

④ 入札書の提出方法

入札書は、様式 3 「入札書」の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官長野労働局総務部長 殿と記載）及び「8 月 2 1 日開札 令和 7 年度建築物定期点検業務委託の入札書在中」と朱書すること。

⑤ 郵便（書留郵便に限る。）による提出方法

二重封筒とし、表封筒に「8 月 2 1 日開札 令和 7 年度建築物定期点検業務委託の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、入札書の受領期限までに下記の送付先に、到達しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 再入札に参加を希望する場合の提出方法

第 7 に記載した再入札を行う場合に当該再入札への参加を希望する者は、各入札に係る入札書を様式 3 によりそれぞれ作成し、各封筒（郵便の場合は中封筒）の封皮に「第 1 回」、「第 2 回」、「第 3 回」、「第●回」とそれぞれ明記すること。

郵便による入札書の提出先

〒380-8572 長野県長野市中御所一丁目 2 2 - 1
長野労働局 総務部総務課 会計第三係

3 内訳書の提出

本入札に参加する者は、入札書に記載した金額に係る内訳書を提出しなければならない。なお、様式は任意とする。

4 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

5 入札の延期等

入札者が相連合し又は不隠の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない場合にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

6 代理人による入札

- ① 代理人が電子入札システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを完了しておくこと。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了しておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、会社名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）するとともに、開札時までには様式4「委任状」の様式による代理委任状を提出すること。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

第 6 開 札

1 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

2 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出すること。

- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

3 開札日時及び場

- ① 日時 **令和 7 年 8 月 2 1 日（木） 1 4 時**
② 場所 長野市中御所一丁目 2 2 - 1 長野労働局 4 階相談室

第 7 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子入札システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

第 8 そ の 他

1 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、様式 5「入札参加適合条件証明書」、様式 6「入札説明書受領書」、様式 7「保険料納付に係る申立書」、様式 8「自己申告書」及び厚生労働省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）に係る「資格審査結果通知書」（写）を、**令和 7 年 8 月 2 0 日（水） 1 7 時**までに提出すること。

なお、提出方法は、電子入札システムによる入札参加希望者は当該システムにより、紙による入札参加希望者は紙によりそれぞれ提出すること。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- ① 最低価格の入札者となった場合でも、当該入札が、会計法第 2 9 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限内で次順位のことを落札者とするところがある。
- ② 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを

引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子入札システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

第 9 落札者は、速やかに業務委託契約に関する打ち合わせを行うこととし、落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内に契約書を差し出さなければならない。

第 10 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とすること。

第 11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1 長野労働局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 1 により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により長野労働局総務部総務課に報告すること。
- 3 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、長野労働局総務部総務課と協議を行うこと。

第 12 人権尊重への取り組みについて

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

第 13 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-0000-683

◎様式等

- ・ 様式 1 質問書
- ・ 様式 2 電子入札における紙入札方式での参加について
- ・ 様式 3 入札書
- ・ 様式 4 委任状
- ・ 様式 5 入札参加適合条件証明書
- ・ 様式 6 入札説明書受領書
- ・ 様式 7 保険料納付に係る申立書
- ・ 様式 8 自己申告書

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

高橋 行紀 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

回答・連絡先担当者 役職名・氏名

TEL

FAX

質 問 書

案件名 令和7年度建築物定期点検業務委託

貴局発注の標記入札案件について、下記のとおり質問いたします。

番 号	質 問 事 項

- 注 1 用紙はA4版で、コピー（複写）出来るものとする。
- 2 記入は、黒インク、黒ボールペン、タイプなどの類とする。
- 3 質問事項ごとに番号を付けるものとする。
- 4 一般的事項に関する質問があれば、別紙に記入する。
- 5 質問が無い場合は提出しなくてよい。
- 6 質問は代表者及び代表者より委任を受けた者が行うものとする。
- 委任を受けた場合は委任状を提出すること。

質問書送付先

長野労働局 総務部総務課 会計第三係
FAX:026-223-0587

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

高橋 行紀 殿

住 所

名 称

代 表 者

印

TEL

FAX

電子入札における紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

1 案件名 令和7年度建築物定期点検業務委託

2 電子入札システムでの参加が出来ない理由

入札書

案件名 令和7年度建築物定期点検業務委託

貴局発注の標記入札案件について、下記のとおり入札いたします。

¥ —

(注:上記の金額は、税抜きとすること。)

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

代 理 人 氏 名

印

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
高橋 行紀

殿

様式 4

委任状

代理人氏名_____

代理人が
使用する
印鑑

私は、下記案件に係る入札について、上記の者を代理人と定め、当該入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

案件名：令和7年度建築物定期点検業務委託

令和 年 月 日

住所

氏 名

印

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長 高橋 行紀 殿

様式5

入 札 参 加 適 合 条 件 証 明 書

案件名 令和7年度建築物定期点検業務委託

貴部局発注の標記入札案件について、会計法、その他関係法令を厳守し、入札公告2の
各項目について該当が無い事を証明し、入札に参加いたします。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

印

(連絡先担当者氏名)

(連絡先電話番号)

(FAX番号)

(労働保険番号)

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

高橋 行紀 殿

様式6

入 札 説 明 書 受 領 書

案件名 令和7年度建築物定期点検業務委託

上記件名の、「入札説明書」を受領しました。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

印

TEL
FAX

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

高橋 行紀 殿

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代 表 者

印

(連絡先担当者氏名)

(連絡先電話番号)

(FAX番号)

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

高橋 行紀 殿

様式 8

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記 1 から 3 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長 高橋 行紀 殿

業務委託契約書（案）

- 1 業務件名 令和7年度建築物定期点検業務委託
- 2 対象施設 別添仕様書第2項のとおり。
- 3 履行期間 自 令和 7年 月 日
至 令和 7年 12月 19日
- 4 契約金額 ￥－
(うち取引に係る消費税額￥－)
- 5 契約金額の支払 全額業務完了後払い

上記業務委託について、発注者 支出負担行為担当官 長野労働局総務部長 高橋 行紀（以下「発注者」という。）と受注者（以下「受注者」という。）は、対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な委託契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。また、受注者が共同体を結成している場合には、受注者は、共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 長野市中御所一丁目22-1
氏 名 支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 高橋 行紀 ㊞

受注者 住 所
氏 名

㊞

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者はこの契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、業務仕様書（別添の図面、仕様書、現場状況に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び業務仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間内に誠実に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは業務仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との間に協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び業務仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるものとする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 業務の仕様は別添のとおりとし、これに明記されていない仕様があるときは、協議して定めるものとする。

(関連作業等を行う場合)

- 第2条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、予め受注者に通知し、発注者と受注者とが協力して建築物の保全にあたるものとする。

(業務実施計画書の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に業務仕様書に基づいて、業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は業務仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約保証金)

- 第4条 契約保証金について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項ただし書き

及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第100条の3第3号に基づき免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（一括再委託等の禁止等）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、「令和7年度 建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る承認申請書（様式1）」を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、当該再委託金額が50万円未満の場合はこの限りではない。

3 受注者は、受託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、受注者に対しすべての責任を負うものとする。

4 受注者は、受託業務の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項についてこの契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

5 受注者は、再委託先を変更するときは、当該再委託が第2項ただし書に該当する場合を除き、「令和7年度 建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る変更承認申請書（様式2）」を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

6 発注者は、業務につき著しく不相当と認められる再委託者があると認めるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

（再々委託の場合の履行体制）

第7条 受注者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した「令和7年度 建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る履行体制図（様式3）」を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、「令和7年度 建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る履行体制図（様式3）」に示した内容に変更があるときは、速やかに「令和7年度 建築物定期点検業務委託契約の履行体制図変更届出書（様式4）」を発注者に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

- 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- 二 事業参加者の住所の変更のみの場合
- 三 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、発注者はこの契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、受注者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務仕様又は工法を指定した場合において、業務仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督及び検査)

第9条 発注者は、受注者の業務の実施について、自己に代わる監督職員及び検査職員には長野労働局予算執行機関補助者設置基準に定められた者をもってこれに充て、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員及び検査職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、業務仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

二 この契約書及び業務仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答

三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

第10条 検査職員は、この契約書に定められた業務の完了の確認をするため、必要な検査を行い、必要と認めるときは受注者に対して報告を求めることができる。

(使用人に関する受注者の責任)

第11条 受注者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 受注者は、法令で定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を得なければならない。使用人を変更したときも同様とする。受注者は、これら以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者)

第12条 受注者は、業務を実施するにあたって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期限の変更、契約金額の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第13条 発注者は受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は使用人が業務履行につき著しく不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は前項の規定による請求があったときには、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員又は検査職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 発注者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(材料等の供給)

第15条 業務に要する材料及び労力はすべて受注者がこれを供給する。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、業務仕様書に定めるところとする。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日の7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、業務仕様書に定めるところにより、業務の完了、業務仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)

第17条 受注者は、業務の内容が業務仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務内容の変更等)

第18条 発注者は、必要があるときは、受注者に通知して、業務の内容を変更し、又は業

務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は協議して定める。

(業務の中止)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める必要な費用を負担しなければならない。

- 一 この契約の内容変更の場合、合理的な追加費用

- 二 この契約の一時中止もしくは解除の場合、当該時点までに受注者に発生した合理的な費用

- 3 前項の場合において、受注者は、発注者に対して前項の費用以外に損害賠償等その他名目の如何を問わず金銭を要求することができないものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第20条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対してその理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要が認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第21条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第22条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第20条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（契約金額の変更方法）

第23条 契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（一般的損害）

第24条 この契約の目的物の引渡し前に生じた損害（次条の第1項又は第2項に規定する場合を除き、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより目的物が滅失又は毀損した場合を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する損害額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその損害額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示、貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、受注者及び発注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（臨機の措置）

第26条 受注者は、業務の履行にあたって事故が発生したとき又は事故の発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

- 3 発注者又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(完了時の検査及び引渡し)

第27条 受注者は、目的物が完了したときは発注者に対して遅滞なく業務完了届及び仕様書に定める図書等一式を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前条の業務完了届及び業務仕様書に定める図書等一式を受領したときは、その日から10日以内に、目的物について検査を実施しなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届及び業務仕様書に定める図書等一式を提出して再検査を受けなければならない。当該再検査の期日については前項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引渡すものとする。

(契約金額の支払い)

第28条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、官署支出官 長野労働局長（以下「支出官」という。）に対して契約金額の支払いを請求するものとする。

- 2 支出官は、前項により適切な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該契約金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第29条 発注者は、第27条第4項の引渡しの後に発見された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、

催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、第1項及び前項の請求をした場合は、第1項及び前項に加え、受注者に対する損害賠償請求並びにこの契約の解除を行うことができる。
- 5 受注者が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第50条に規定する期間を経過した場合においても、なお前4項を適用するものとする。

（履行遅滞の場合における損害金）

第30条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、契約金額に対して、延長日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。この場合において、発注者は受注者に支払うべき報酬より前記金額を控除することができる。
- 3 発注者の責めに帰する事由により、第28条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に規定する条項に定めるところにより計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第31条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号もしくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次条第1項第1号において同じ。）を行なったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行なったとき、又は同法第7条の4第7項もしくは

は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条又は独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

四 受注者又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

五 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第32条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1項第1号もしくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除命令により、受注者等に独占禁止法第3号又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、

これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 公正取引委員会が、受注者等に対して独占禁止法第7条の2第1項ただし書きもしくは第7条の4第1項規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

五 受注者又は受注者の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6もしくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

六 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第5号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第5項に該当する場合であって、前項第2号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

四 前項第5号に該当する場合であって、受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第33条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第34条 受注者は、この契約の履行又は不履行に関連又は付随して発注者に損害を与えたときは、発注者に対し、その損害を賠償するものとする。

2 受注者は、この契約の履行に着手後、次条第1項、第36条第1項又は第37条第1項の規定に基づく契約解除により損害を生じたときは、発注者の意思表示のあった日から10日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 発注者は、前項の請求を受けたときは、発注者が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(発注者の任意解除権)

第35条 発注者は、業務の履行が完了するまでの間は、次条又は第37条の規定によるほか、必要であるときは、この契約を一時中止又は解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約の内容変更又は一時中止若しくは解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 一 正当な事由なしに業務に着手しないとき。
- 二 経営の状況又は信用度が極度に悪化し又はそのおそれがあり、適正な契約の履行が確保されないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第29条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条、第6条及び第7条の規定に違反したとき。
 - 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - 三 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 六 前各号のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 七 受注者が第44条又は第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 発注者は、受注者について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 発注者によるこの契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る

発注者又は受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これが行うことができるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第38条 発注者は、次の各号に該当するときは、受注者は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第20条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 受注者の都合により、受注者が発注者に対してこの契約の解除を請求し、発注者がこれを承認したとき。
- 三 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不可能となったとき。
- 四 受注者が第27条に規定する検査又は引渡しに際し、受注者又はその使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認められるとき。
- 五 第55条の規定に違反したとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（属性要件に基づく契約解除）

第39条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与

しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

六 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に権利を譲渡したとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第40条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第41条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第42条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条 第36条各号又は第37条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第36条各号又は第37条第1項各号の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の

催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条 受注者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第18条第1項の規定により業務内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第47条 受注者は、この契約が目的物の引渡し前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第31条、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条又は第52条の規定によるときは発注者が定め、第35条、第44条又は第45条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(契約解除に基づく損害賠償)

第48条 発注者は、第29条第4項、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条第2項及び第52条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第29条第4項、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条第2項及び第53条の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第49条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

一 第44条及び第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第50条 発注者は、引き渡された目的物に関し、第27条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合期責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合期責任期間については適用しない。

7 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときはこの限りではない。

8 引き渡された目的物の契約不適合が発注者又は監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(不当介入に関する通報・報告)

第51条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第52条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第53条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第54条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることはできない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第55条 受注者は、発注者の与えた指示及びこの契約の遂行上知り得た発注者の秘密情報（書面などをもって発注者が受注者に提供した情報及び受注者が発注者の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これをこの契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 受注者は、本業務、本納品物及び前項にて秘密保持義務を負っている発注者の秘密情報が化体された成果物を、この契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。

3 受注者は、自らの従事者及び第6条又は第7条により発注者の承認を受けた第三者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

4 受注者が本条の義務に違反した場合には、発注者は、なんらの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。

5 前各項の規定は、この契約が終了した後においても適用されるものとする。

(法律、規格等の遵守)

第56条 受注者は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵

守し、その適法性を確保するものとする。

(紛争の解決)

第57条 この契約の履行に当たり、発注者及び受注者の間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ発注者及び受注者協議の上、解決するものとする。

2 この契約の準拠法は日本法とし、この契約に関する一切の紛争については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(存続条項)

第58条 この契約の効力が消滅した場合であっても、第29条、第30条、第32条、第33条、第34条、第38条、第41条、第48条、第49条、第50条、第54条、第55条、第57条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下余白)

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

名 称

代表者氏名

印

令和 7 年度建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る承認申請書

標記について、契約書第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力（実績等）
- 5 契約金額（税込）
- 6 その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

名 称

代表者氏名

印

令和 7 年度建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る変更承認申請書

標記について、契約書第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力（実績等）
- 5 契約金額（税込）
- 6 その他必要と認められる事項

様式 3

令和 7 年度建築物定期点検業務委託契約の再委託に係る履行体制図

標記について、契約書第 7 条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

事業者名	住 所	契約金額 (税込)	業務の範囲

(必要に応じ、欄等を増減して記載すること。再々々委託業者等がある場合は、乙は末端の業者まで把握し漏れなく記入すること)



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長 殿

名 称

代表者氏名 印

令和 7 年度建築物定期点検業務委託契約の履行体制図変更届出書

標記について、契約書第 7 条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

別紙

誓 約 書

当社は下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

令和 年 月 日

長野労働局総務部長 殿

所 在 地

代表者名

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

業 務 仕 様 書

1. 業務名：令和7年度 建築物定期点検業務委託

2. 履行場所及び点検対象物：（詳細は「建築物点検場所及び点検対象物一覧表」を参照）

- (1) 中野労働基準監督署（長野県中野市中央1-2-21）
- (2) 小諸労働基準監督署（長野県小諸市三和1-6-22）
- (3) 伊那労働基準監督署（長野県伊那市中央5033-2）
- (4) 長野公共職業安定所（長野県長野市中御所3-2-3）
- (5) 佐久公共職業安定所小諸出張所（長野県小諸市御幸町2-3-18）

3. 履行期間：契約締結日から令和7年12月19日まで

4. 業務内容

- (1) 対象建物及び附帯施設について、次の点検を実施する。
 - ・ 建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検
 - ・ 建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検
 - ・ 官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検
- (2) 点検に当たっては、当局から貸与する図面及び資料を基に、「建築物点検マニュアル」（国土交通省大臣官房官庁営繕部保全指導室監修、[別紙1](#)）に準拠し点検を実施する。また、各項目の点検方法及び判定基準については、「国土交通省告示第1350号」（[参考1](#)）及び「国土交通省告示第1351号」（[参考2](#)）を参考とすること。
- (3) 点検を必要としない項目（当局において別途業務委託を行なっている点検等に該当する項目等）については、「[点検除外項目リスト](#)」（[別紙2](#)）のとおりとする。
- (4) 点検結果については、施設毎に「[保全台帳様式2（その1及びその2）](#)」（[別紙3](#)）並びに「[点検マニュアルチェックシート](#)」（国土交通省大臣官房官庁営繕部保全指導室監修、[別紙4](#)）に記載をする。

なお、異常があった場合で、今後修繕等を行う必要があると判断された事項については、危険性の度合いを判断し、修繕に係る優先順位付けを行い、「[点検マニュアルチェックシート別紙](#)」（国土交通省大臣官房官庁営繕部保全指導室監修、[別紙5](#)）に記載するとともに、各施設の図面を作成した上でチェックシート番号を明記する。
- (5) 上記(4)の各項目について、写真を撮影し、修繕計画を提案するとともに、当該修繕に係る見積書を施設毎に作成する。

5. 一般事項

次に示す部位等で点検が困難なものにあつては、点検を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状況にあると認められた場合には、支障がある状況を記録する。

- 被覆材で覆われている柱、はり等の構造物
- 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
- 通電されていて点検することが危険である場所にあるもの
- 地中又はコンクリート等の中に埋設させているもの
- 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが困難な状況にあるもの
- 運転を停止することがきわめて困難な状況にある機器が付近に存在し、点検することが危険である場所にあるもの
- 目視では点検が困難である足場のない外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔等
- 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
- その他物理的理由又は安全上の理由等から点検を行うことが困難な場所にあるもの

6. 成果物の提出

- (1) 「保全台帳別紙2（その1及びその2）」（別紙3）、「点検マニュアルチェックシート」（別紙4）及び「点検マニュアルチェックシート別紙」（別紙5）
- (2) 図面（A4又はA3とし、修繕等の必要がある箇所にチェックシート番号を明記したもの）
- (3) 修繕等の必要な箇所に係る写真（デジタルカメラ使用可）
- (4) 修繕等を要する箇所に係る見積書

7. 一般事項

- (1) 本受託業務において知り得た事項については、守秘義務が課せられるため、第三者に対し一切を漏らしてはならない。
- (2) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。
- (3) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (4) 点検実施者は、常に社員証等を携帯し、自社の制服（作業服）を着用する。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務責任者の1名を定めるものとする。また、各点検場所において最低1名以上次のいずれかの資格を有する者が従事することとし、事前に担当者へ名簿及び経歴書（資格の写し共）の提出を行い、承諾を受けることとする。
 - ・ 一級建築士（全ての点検業務が可）
 - ・ 二級建築士（全ての点検業務が可）
 - ・ 特殊建築物等調査資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
 - ・ 建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）
- (6) 現場点検日時については、担当者と協議して決定する。

1 施設における調査・点検は、原則として次のとおりとする。

臨場者 1 名（点検資格者） 点検 1 日

点検施設においては、施設担当者の指示に従うものとする。

- (7) 本受託業務の実施に当たっては、あらかじめ担当者と十分協議の上、業務実施計画書を作成する。

なお、業務実施計画書の作表に当たっては、工程・要因・実施体制・連絡体制などの計画を盛り込むこととする。

- (8) 各施設の図面については、現地での点検前に長野労働局総務部総務課にて、現存する図面を閲覧又は担当者から必要な部分の貸与を受けるものとし、貸与を受けた図面については、点検後速やかに返還する。

ただし、必要となる全ての図面が用意されているものではない。

- (9) 本受託業務の実施に当たっては、既存施設及び設備、その他の物品等、並びに外来者・職員・住人等に対し、損害及び危害を及ぼさないよう十分注意する。

万一損害及び危害を与えた場合は、直ちに担当者に報告するとともに、これに係る損害の復旧及び補償については、受託者の責任において速やかに原状回復を行なう。

- (10) 本受託業務の実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図るものとする。

- (11) その他細部については、別途担当者との打合せによることとする。

「建築物点検場所及び点検対象物一覧表」

No	口座名	所在地市区町村	所在地市区町村未満	区分・構造	種目	細分	管理単 位数	台帳数量 (建)	台帳数量 (延)	建築年月日
1	中野労働基準監督署	長野県中野市	中央1-2-21	RC-2	事務所建	事務庁舎	1	169.00	338.00	S47.12
2	中野労働基準監督署	長野県中野市	中央1-2-21	S-1	倉庫建	車庫・倉庫・ 自転車置場	1	30.00	30.00	S47.12
3	中野労働基準監督署	長野県中野市	中央1-2-21	S-1	倉庫建	自転車置場	1	3.00	3.00	H15.11
		合計						202.00	371.00	
4	小諸労働基準監督署	長野県小諸市	三和1丁目6-22	RC-2	事務所建	事務庁舎	1	178.18	357.58	S49.3
5	小諸労働基準監督署	長野県小諸市	三和1丁目6-22	RC-1	倉庫建	倉庫	1	22.22	22.22	S49.3
6	小諸労働基準監督署	長野県小諸市	三和1丁目6-22	RC-1	雑屋建	ポンプ置場	1	0.75	0.75	S49.3
7	小諸労働基準監督署	長野県小諸市	三和1丁目6-22	S-1	倉庫建	倉庫	1	16.80	16.80	H10.3
		合計						217.95	397.35	
8	伊那労働基準監督署	長野県伊那市	中央5033-2	RC-2	事務所建	事務庁舎	1	169.00	338.00	S47.3
9	伊那労働基準監督署	長野県伊那市	中央5033-2	S-1	倉庫建	倉庫・車庫・ 自転車置場	1	43.22	43.22	S47.3
10	伊那労働基準監督署	長野県伊那市	中央5033-2	S-1	倉庫建	車庫	1	15.16	15.16	H4.11
		合計						227.38	396.38	
11	長野公共職業安定所	長野県長野市	中御所3-2-3	RC-2	事務所建	事務庁舎	1	578.49	1120.71	S47.3
12	長野公共職業安定所	長野県長野市	中御所3-2-3	RC-2	倉庫建	書庫	1	51.10	99.70	S61.3
13	長野公共職業安定所	長野県長野市	中御所3-2-3	S-1	雑屋建	車庫	1	30.74	30.74	H5.10
14	長野公共職業安定所	長野県長野市	中御所3-2-3	S-1	雑屋建	自転車置場	1	16.40	16.40	H9.3
15	長野公共職業安定所	長野県長野市	中御所3-2-3	S-1	雑屋建	自転車置場	1	16.60	16.60	H9.3
16	長野公共職業安定所	長野県長野市	中御所3-2-3	S-1	雑屋建	自転車置場	1	17.60	17.60	H10.10
		合計						710.93	1301.75	
17	佐久公共職業安定所小諸出張所	長野県小諸市	御幸町2丁目3-18	その他 (プレハブユニット S-1)	事務所建	庁舎付属相 談室	1	14.95	14.95	H14.3
18	佐久公共職業安定所小諸出張所	長野県小諸市	御幸町2丁目3-18	RC-2	事務所建	事務庁舎	1	247.86	479.31	S48.1
19	佐久公共職業安定所小諸出張所	長野県小諸市	御幸町2丁目3-18	CB-1	倉庫建	車庫	1	28.76	28.76	S48.1
20	佐久公共職業安定所小諸出張所	長野県小諸市	御幸町2丁目3-18	S-1	雑屋建	風除室	1	1.80	1.80	S63.2
		合計						293.37	524.82	